

習志野市議会議長

木村 孝浩 殿

重大な事実を隠蔽して強行した自衛隊の南スーダンでの「駆けつけ警護」などの中止と派遣の即刻見直しを求める陳情

(陳情項目)

防衛省は南スーダンの国連平和維持活動 (PKO) に派遣された陸上自衛隊部が作成した日報について、「廃棄した」という従来の説明を覆し保管していたことを明らかにしました。その中には激しい銃撃戦が行われていたことや事実上の戦闘行為が行われていたという事実が記載されています。PKO5 原則に違反していることは明白であり下記項目について国に求めるべく陳情いたします。

1. 自衛隊の「駆けつけ警護」及び「宿営地の共同防衛」の付与を解除すること。
1. 自衛隊の南スーダンへの派遣を即刻見直すこと。

(陳情の趣旨)

防衛省は当初南スーダンでの活動の日報を破棄してしまったと言う説明でした。国としてそんないい加減な事は本来ないはずですが、それが虚偽であることが明らかになりました。「激しい銃撃戦」とか「砲弾落下」とか書記載されており、さらには首都ジュバの様子について「戦闘」という表現があることもわかりました。

これに対して稲田朋美防衛相は衆院予算委員会で、南スーダンの国連平和維持活動 (PKO) に派遣された陸上自衛隊部隊が首都ジュバの状況について昨年 7 月の日報に「戦闘」と記載していた問題で、「一般的な辞書的な意味で戦闘という言葉を使ったと推測している。法的な意味の戦闘行為ではない。武力衝突だ」との見解を示しました。一般には通用しない詭弁と屁理屈で、有った事でも無かったことにしようとしています。しかも稲田防衛相は、日報も見ていなかったと言っています。現地の報告書も読まず、勝手に衝突だと言っていたこととなります。議論もまったくつじつまが合いません。自衛隊員を始めとした人命を何だと思っているのでしょうか。

現地は安定しているので「自衛隊の駆けつけ警護」の付与などは現地のために必要と考えて支持している人にとっても、事実が虚偽であれば判断基準は全く変わってしまいます。未だに殆どが黒塗りとなっており全ての情報が公開されると世間は勿論、自衛隊の隊員ばかりか家族も大反対し、動揺が広がることも考えられます。

始めから事実を隠ぺいして「駆けつけ警護」などの付与について容認したものとと言えます。

PKO 協力法の「参加 5 原則」は①紛争当事者間で停戦合意が成立②受け入れ国を含む紛争当事者の同意③中立的立場の厳守④以上の条件が満たされない場合に撤収が可能⑤武器使用は要員防護の為の必要最小限に限ることとしています。これらは派遣の時点でも条件違反といわれていましたが、今回の開示により南スーダンの実態は、「参加 5 原則」の停戦合意の要件などに更に反することは明白ということになりました。少なくともジュバの情勢は比較的落ち着いているとは遥かにほど遠いものと言えます。

稲田防衛相はさらに「憲法 9 条上の問題になるから"戦闘"でなく"衝突"を使う」

などと発言をしました。憲法の解釈を変えることが自由自在、そんな憲法などありません。稲田防衛相は法曹家であるにもかかわらず、憲法 99 条の「憲法を尊重して擁護する義務」から完全に外れ、我が国の憲法を蔑ろにする大暴言と言えます。更に自衛隊の河野統合幕僚長が「国会が混乱するから戦闘という言葉を上げるな」と指示したといわれています。現場に「不都合な情報は上げるな」と言うことです。このことは何としても「駆けつけ警護」を実現させたいがために、情報を隠蔽しウソの説明をしてきたと疑われても仕方がないことです。

12 月議会では「陸上自衛隊の南スーダンでの駆けつけ警護等の中止を求める」請願が提出され委員会、本会議ともに不採択になりました。

しかしながらその後このように、隠蔽や誤魔化しによる「駆けつけ警護」などの付与の事実が明かになった以上、付与の根拠は当然見直されるべきと考えます。

自衛隊の「駆けつけ警護」及び「宿営地の共同防衛」の付与を解除し、自衛隊南スーダンへの派遣を撤退も含めた見直しを即刻することを求めます。

2017 年 2 月 16 日

習志野市香澄 2-1-6 川辺 俊一

TEL [REDACTED]



習志野市議会議長

木村 孝浩 殿

共謀罪(テロ等組織犯罪準備罪)国会提出に反対する陳情

(陳情項目)

政府は過去 3 回廃案となった「共謀罪」法案を今通常国会に「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改めて国会に提出すべく準備を始めており、すでに国会では与野党の論議が交わされています。「テロ等組織犯罪準備罪」(以下、「共謀罪」と呼びます)は常に市民を監視することとなり思想信条の自由、表現の自由、集会結社の自由など憲法上の基本的人権を重大な侵害をする法案であり、また地方自治に大きな影響を及ぼすものです。このような法案に反対し下記点について国に求めるべく陳情いたします。

1. 「共謀罪」法案を国会に提出しないこと。
1. 提出された場合は採択しないこと。

(陳情の趣旨)

過去 3 度上程されいづれも廃案となった「共謀罪」法案はその名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改めて今国会に提出しようとしています。「共謀罪」は市民が法律に違反する内容を話し合うだけで処罰できる思想・言論取締法とも言えます。

刑法では実際に法律に違反する行為を実行しない限り、処罰されることはありません。「共謀罪」法案はその危険性と世論の強い反対で過去廃案に追い込まれたものです。テロ等の「等」と言う名称の通り、いわゆるテロ以外の全く関係のない 600 以上の懲役 4 年以上の全ての罪名全てに被せようとしています。

もともとこの法案は 2000 年 11 月の国連総会で採択された「国連越境組織犯罪防止条約」の批准の為に必要とされていたものです。条約は国をまたぐ犯罪(越境性のある、又は国際的な犯罪)を対象にするものです。そもそも同条約が規制の対象としている「越境組織犯罪」とは国境を超えて活動しているマフィアや麻薬の密輸、人身売買などを繰り返している集団の行う経済犯罪です。同条約はテロリズム対策のものではありません。しかしながら今回の「共謀罪」法案はその越境性(国際性)も外し国際性の無い殆どの罪名を対象としています。政府は批准の為に言いながら全く異質の処罰法を成立させようとしています。しかも今回は東京五輪の開催を口実のテロ対策として、テロとは関係のない 600 以上の罪名に予備罪を制定させようとしているものです。テロを口実に 600 以上の罪名を利用して日常的に市民を監視し人権の侵害をすることは明らかです。罪名を半分の 300 程度に絞るとい話もありますが本質は何ら変わりません。

「共謀罪」に反対する主な理由は下記の点です。

1. 被害がないのに、犯罪について話し合い、合意したことを処罰する「共謀罪」法案は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵す法案である。
2. 「共謀罪」法案は、「テロ等」としているようにテロ対策どころか幅広い市民や団体を恣意的に監視することになる。



3. 地方自治の根底に重大な影響を与えるものである。

政府は、テロ対策のために共謀罪が必要だと強調していますが、共謀罪が適用される犯罪（四年以上の刑の犯罪）は殆どテロとは全く関係なく、しかも地方自治に関係する公職選挙法や政治資金規正法、地方自治法、地方税法、地方道路税法、都市計画法、土地区画整理法、土地改良法、水道法、消防法、道路交通法など地域の広範囲な市民生活に関わる罪名も対象になっています。これは地方自治にとってもその根幹に重大な影響を与えるもので、国の専権事項などでは済まないことも明白と考えられます。

4. 「共謀罪」法案は、警察の日常的監視、密告社会を招くおそれもある。

「共謀罪」が新設されれば、日常的に会話を盗聴する捜査が行われるおそれがあります。市民同士の相互監視・密告社会を生み出す危険があります。

政権は2013年に「秘密保護法」、2015年に「安保法制」、2016年に「通信傍受法(盗聴法)拡大」と「南スーダンへの駆けつけ警護」授与などと多くの反対を押し切り強行してきました。「共謀罪」法案はこのような反対の声を事前事後に押しつぶし、市民監視、管理社会の強化を狙うことに転用される可能性が極めて高いと考えられます。

このような「共謀罪」法案に反対し法案の国会提出の反対と採択の反対を求めるものです。

2017年2月20日

戦争はいやだ!オール習志野行動

世話人 川辺 俊一 習志野市香澄 2-1-6 (TEL [REDACTED])

世話人 清水 明子 習志野市本大久保 4-10-5 ([REDACTED])

世話人 穴山 孝 習志野市本大久保 1-12-13

20
2017年2月19日習志野市議会
議長 木村孝浩様

習志野ボートピア施設の現状と今後について説明を

(陳情の趣旨)

習志野ボートピア環境会議の議事録(第9回)によれば、江戸川競艇場の外向発売所(場外舟券売り場)が8場から12場が増えていることから、本ボートピアについても本年3月中旬には現行5場から最大8場を増やす計画であること。また3月1日から13日にかけて投票機器関連のリニューアル工事が行われる予定とされています。

また、既に施設提供者の(株)テックエステートからは、抜本的な経営改善策として、土地の有効活用が打ち出されています。習志野ボートピアの現有650台の平場駐車場を、4階から5階の立体駐車場にするという計画です。議事録では習志野市に対してその計画説明が行われているとあります。これによる土地の利用率は数分の一で済むこととなるわけですから、それによって浮いてくる土地がどのように有効活用されるのかが問われます。

こうした本ボートピアの施設関連の保全と効率化の投資は、対前年マイナス約2%という減収傾向が止まらない中で、事業収益の改善策として計画的に実施されるものです。こうした計画が施設所有者(株)テックエステート及び施行自治体、都六市競艇事業組合との行政協定に影響を及ぼすことにならないのか。開催地元自治体だけでなく、地元住民との関係で問題が発生するという懸念はないのか。今後のボートピア運営計画がどのように具体的に変更されるのか十分な説明を受ける必要があると思います。

元来モーターボート競走会は「船舶振興」、「船舶輸出」、「海難防止」などの目的で戦後66年前、憲政史上初めての三分の二の衆院再可決によって生まれた「公営競技(ギャンブル)」です。「モーターボート競走会」も今や「日本財団」となり、当初の目的も果たしたと考えられます。この際、習志野市の魅力ある都市づくり、沿岸部のより有効な土地利用問題として、多角的、総合的に議論する必要があると考えます。

(陳情事項)

上記の趣旨を踏まえ、習志野ボートピアが進めようとしている運営施設に関連する諸計画と、今後の方向について説明を求めます。

陳情者 竹川未喜男

習志野市袖ヶ浦2-7-8-4106

()



就学援助制度の入学準備金を

3月以前に支給することを求める請願

紹介議員

荒原ちえみ

入沢俊行

宮内一夫

藤崎ちさこ

谷岡隆

糸崎誠一

木村孝

奥重則



就学援助制度の入学準備金を

3月以前に支給することを求める請願

いま、子どもの貧困率は、全国的に16.3%と過去最悪で、大きな社会問題となっています。

習志野市においても貧困の実態が表れております。

中学生の制服代は、10万円以上かかります。市内の制服販売店の方が、「毎年、保護者に『一括で買えないので、分割にしてほしい』と頼まれる。制服代が用意できず、悩む親がいる。」と言っています。

子どもの貧困は、子どもの成長過程に大きく影響します。子どもたちに悲しい思いをさせないためにも、せめて入学準備金は3月以前に支給することが、必要です。

近隣の市川市をはじめとして、銚子市、鴨川市、山武市、長生村、白子町の6自治体が3月までに支給することになっています。

また、柏市、流山市、野田市では、昨年の市議会で「入学準備金の支給を入学前の3月に支給する、就学援助の制度拡充を求める請願」が採択されました。

船橋市は、入学準備金の中学入学前実施について、28年度補正予算で予算化しました。さらに、館山市、東金市、鎌ヶ谷市、白井市、富里市、匝瑳市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、御宿町の16自治体が実施、検討しています。

以上の様に県内でも、実施、検討の自治体が約半分になっています。習志野市に於いても、是非、就学援助制度の入学準備金を3月以前に支給することを求めます。

2017年 2月 20日

習志野市議会議長 木村 孝浩 殿

提出者 住所 習志野市津田沼6-1-30-406
新日本婦人の会 習志野支部 支部長
氏名 角田 由利子